

10月から子ども医療費助成制度が始まります

10月1日から、「乳幼児等医療費助成制度」が「子ども医療費助成制度」に変わります。現行制度では、通院の場合は就学前の乳幼児、入院の場合は小学生までを対象としています。いずれも**中学生までに拡大し、医療費を無料化**します。

対 象	0歳から中学3年生まで（平成13年4月2日以降生まれの方）
対 象 外	- 生活保護を受給されている方 - 重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証の対象者（中学生以下の方については、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費助成制度で、子ども医療費助成制度と同様の助成が受けられます。）
所得制限	なし
助成内容	入院、通院、歯科及び調剤など医療機関にかかった医療費のうち保険診療の自己負担分を全額助成します。 ※入院時の食事療養費、健康診断、予防接種、病衣代、文書料などの保険外負担は助成の対象になりません。
助成方法	北海道内の医療機関では、受給者証を提示することによりその場で助成を受けることができます。なお、一部の医療機関では使用できない場合があります。受給者証が使用できなかった場合は、後日、差額を払い戻しますので、下記担当窓口に申請してください。 また、道外の医療機関等を受診した場合や、受給者証を提示せず受診した場合も同様に、後日差額を払い戻しますので、領収証及び印鑑、通帳等の振込口座がわかるものを持参し、下記担当窓口に申請してください。
手 続 き	初回のみ申請が必要です。その後は自動更新となります。対象者には7月上旬に申請書を送付します。
有効期限	小学生まで 10月1日から翌年9月30日までの1年間 （毎年9月末までに新しい受給者証を送付します。） 中 学 生 卒業までの最大3年間

重度心身障がい者・ひとり親家庭等医療費受給者証の申請について

受給者証の有効期限満了日が近づいてきました。昨年度、受給者証を交付した方には、7月上旬に申請の案内を個別に送付しますので、内容を確認の上、申請してください。

昨年度受給者証の交付対象外の方でも、所得要件等により該当となる場合がありますので、本年度受給対象になると思われる方は、下記担当までお問合せください。

なお、子ども医療費無料化に伴い、下記の対象となるお子さんについても、**中学校卒業までは一部負担金が無料となります。**

■対象者（親権者又は生計維持者の所得制限があります。）

重度心身障がい者	ひとり親家庭等
①身体障害者手帳1級から3級をお持ちの方 ※3級は内部障害に限ります。 ②療育手帳A判定をお持ちの方 ③精神保健福祉手帳1級又は2級をお持ちの方 ※2級の方は入院のみ助成します。	①ひとり親家庭の18歳未満（※）のお子さんとその父又は母 ②両親の死亡や行方不明等により他の家庭で扶養されている18歳未満（※）のお子さん ※進学や未就労等により扶養されている場合は、20歳未満となります。

※所得制限により非該当となった中学生以下のお子さんは「子ども医療費助成制度」の対象となります。

■助成後の医療費負担（保険診療分）※中学生以下は除く

住民税非課税世帯の方 初診時一部負担金（医科580円、歯科510円、柔整270円）のみ

住民税課税世帯の方 総医療費の1割（月額限度額 入院44,400円、通院12,000円）

●申請期限 8月12日(金)まで

●申請先 役場町民課、各支所、各連絡事務所

期限内に申請された方には、9月中に新しい受給者証を送ります。

問合せ／後期高齢者・医療給付担当（内線1242・1243）

後期高齢者医療制度のお知らせ

平成28年度の保険料のお支払いと 保険証(被保険者証)の一斉更新について



■7月に保険料額をお知らせします

本年度の保険料については、7月に個別にお知らせします。

保険料のお支払い方法

後期高齢者の方の保険料は、基本的に年金からのお支払い(特別徴収)となりますが、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、納入通知書や口座振替(普通徴収)により納めていただきます。

- 年金額が年額18万円未満の方(介護保険料が年金から引かれていない方)
- 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上を超える方

年金からのお支払いは、希望により口座振替に変更することも可能です。
口座振替を希望される方は、下記担当まで申し出ください。

■保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成28年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中旬に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのオレンジ色の保険証を破棄し、水色の保険証をご使用ください。

新しい保険証の有効期限は、平成29年7月31日までです。紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、下記担当まで申し出ください。

新しい保険証は水色です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成29年 7月31日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成20年 4月 1日
有効期限	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成28年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成28年7月31日で満了となるため、8月以降は使用できなくなります。引き続き交付対象に該当する方は、7月中旬に減額認定証を交付しますので、8月1日からは、お持ちのピンク色の減額認定証を破棄し、黄緑色の減額認定証をご使用ください。有効期間は保険証と同じく1年間です。

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することを確認の上、下記担当へ申請してください。

減額認定証の交付対象は、次の区分Ⅰ又は区分Ⅱに該当する方です。

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	● 世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ● 老齢福祉年金を受給されている方

新しい減額認定証は黄緑色です

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成28年 8月 1日	
被保険者番号	01234567
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発給年月日	平成28年 8月 1日
有効期限	平成29年 7月31日
適用区分	区分Ⅱ
長期入院該当年月日	平成28年 8月 1日
保険者印	印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

問合せ

別海町役場町民課後期高齢者・医療給付担当
(内線1241・1242)

北海道後期高齢者医療広域連合
TEL011-290-5601



別海町ごみの減量化大作戦! その20

5月1日からごみ・資源の分別区分が12分別から17分別に変更となりました。既に、全戸配布しました新しい「ごみ出しルール」を改めてご確認の上で分別をお願いします。

リサイクル率30%を達成するため、**繊維類の分別区分を詳しくまとめた表を以下のとおり作成しました。**

家庭の中で掲示し、ごみステーションに出す前に確認してください。

■べつかいのごみ出しルール「きれいな古繊維」の分別事典

用 途	分 別 区 分	
	きれいな古繊維	
ア ウ タ ー	毛皮、コート、ジージャン、ジャケット、ジャンパー、スカジャン、スタジャン、ダウンジャケット、ナイロンパーカー、パーカー、ベスト、フリース、ポンチョ、レインコート	
ト ッ プ ス	キャミソール、カットソー、カーディガン、セーター、タンクトップ、チュニック、トレーナー、ブラウス、Tシャツ、ワイシャツ、ポロシャツ、その他シャツ	
ボ ト ム ス	ジーパン、スカート、スラックス、チノパン、ナイロンパンツ、パンツ、綿パン	
ぬいぐるみ	繊維の人形、繊維のマスコット、ぬいぐるみ	
ダイニング	オシボリ、ランチョンマット	
洗 面 所	ハンドタオル、フェイスタオル	
毛 布	ベビー毛布、ボア毛布、綿毛布	
用 途	分 別 区 分	
	きれいな古繊維	もえるごみ
上下セット	ジャージ、スーツ、つなぎ、ワンピース	制服、体操着、皮革衣料品、ビニール合羽
下 着 類	アンダーシャツ、ウエストニッパー、ガードル、さるまた、ステテコ、ズボン下、スリッパ、肌着、パッチ、補正下着、ももひき	くつ下、ストッキング、タイツ、トランクス、パンツ、パンティ、ブラジャー、ブリーフ、ボクサーパンツ、レッグウォーマー
ス ポ ー ツ	水着	ウェットスーツ、スキーウェア、スノーボードウェア
寝 具	ガウン、掛け布団カバー、シーツ(白・カラー)、敷き布団カバー、タオルケット、ネグリジェ、寝巻き、パジャマ、まくらカバー	まくら、まくら用パッド
小 物	ショール、ストール、タオルハンカチ、ハンカチ、ひざ掛け、ベルト、帽子類、マフラー、耳当て	手袋、端切れ、風呂敷
リ ビ ン グ	クッションカバー、座布団カバー	クッション、玄関マット、座布団
キ ャ キ ン	エプロン、台拭き・雑巾(未使用のもの)	台所マット、台拭き(使用したもの)、鍋つかみ
風 呂	バスタオル、バスマット、バスローブ	体洗い用タオル、ペット用タオル
用 途	分 別 区 分	
	もえるごみ	
和 服 類	帯、帯揚げ、帯締め、重ね衿、着物・長着、着物コート、腰巻・裾よけ、長じゅばん、羽織、袴、肌じゅばん、一つ身、二つ身、三つ身、浴衣、四つ身	
ト イ レ	トイレカバー、トイレマット、ペーパーホルダー、便座カバー	
車	足元マット(車用)、カーテン(車用)、シートカバー	
玄 関	玄関用の小さなカーペット(大きなカーペットは50cm四方以内に切ってもえないごみ)	
用 途	分 別 区 分	
	50cm四方以内に切ってもえないごみ	
カーテン	暗幕、カーテン、シャワーカーテン、ブラインド、レースカーテン、ロールカーテン	
用 途	分 別 区 分	
	粗大ごみ (50cm四方以内に切った後もえないごみ)	
毛布・寝具	羽毛布団、敷き毛布、おねしょパッド、掛け布団、こたつ毛布、こたつ布団、敷き布団、丹前毛布、電気毛布、肌布団、ベッドパッド(タオル地)、ベッドパッド(綿地)、ベッドパッド(わた入り)、ボアパッド(冬用)、マットレス	
リ ビ ン グ	キルトマット、じゅうたん、ラグマット	

問合せ／町民生活担当 (内線1212・1213)

し尿くみ取りの注意

し尿等のくみ取り作業は、事前の申込みを基に計画的に行っています。安全でスムーズに作業を行えるよう、次の点についてご協力をお願いします。

- くみ取り口が見つけにくいと作業の妨げになるだけでなく、作業時の事故に繋がる危険性もあります。くみ取り口の付近や通路は草刈りをして、物を置かないようお願いします。
- 「いっぱいなので、すぐ来てください」などの急な申込みは、他の利用者に大変な迷惑がかかります。特に夏場は繁忙期のため、お早めにお申込みください。

8月のくみ取り地区は中西別、西春別駅前、西春別、泉川、大成、本別、上春別、上風連、奥行となります。くみ取りが必要な方は**7月20日**までにお申込みください。

問合せ／町民生活担当（内線1212・1213）



申込み締め切りは、
くみ取り月の前月
20日までです。

ファミリー・サポート・センター 協力会員募集

福祉課から

あなたも地域の子育てサポーター
として活躍してみませんか？

町では、4月から新たな子育て支援施策として「ファミリー・サポート・センター事業」を開始しています。ファミリー・サポート・センターとは、子育てのお手伝いをして欲しい方（利用会員）と子育てのお手伝いができる方（協力会員）が会員登録し、子育てをサポートする組織です。現在、協力会員の募集を行っていますので、お知らせします。



活動の内容

- 認定こども園、へき地保育園、学校等（以下「保育施設等」という。）の開始時間前又は終了時間後に子どもを預かること
- 保育施設等の送迎を行うこと
- 買い物、通院、業務繁忙期等、保護者の都合により一時的に子どもを預かること
- その他会員の育児のために必要な援助を行うこと

協力会員要件

- 健康で積極的に活動できる20歳以上の方
- 自宅での預かりや送迎ができる方
- 子育てに関する知識を学ぶ講習会を全24時間受講できる方

上記①から③を満たす方は、どなたでもサポーターになれます。子育てに関係する資格は不要です。

子育ての経験を活かしたい方や、子育てが終わり、空いた時間を有効に使いたい方が活躍しています。

なお、利用会員の希望日時が協力会員の都合にあった時の活動となります。

■平成28年度講習会予定

※日時については変更する可能性があります。

9月4日(日)	9月11日(日)	9月25日(日)	10月1日(土)
8:40～ 17:30	8:40～ 16:20	8:40～ 16:20	8:40～ 15:10

■申込み方法

印鑑、申請者の顔写真（縦4cm×横3cm）を準備し、下記担当又は各支所までお越しください。

■申込み締切

本年度の講習会を受講できる方は**8月22日(月)まで**
8月22日以降も随時募集しますが、来年度の講習会参加となります。

■30分の利用料

下記金額を利用会員が協力会員へ支払います。

平	日	土曜、日曜、祝日、 12月29日から翌年1月3日
午前7時から 午後7時	左記以外 の時間	時間帯に関わらず
350円	400円	500円

利用会員についても随時募集しています。詳細は、広報6月号をご覧ください。

問合せ／こども・子育て担当（内線1331）